

雇用保険受給者のみなさまへ

雇用保険受給に必要な求職活動実績について

※本紙は雇用保険の申請手続き後の方に向けたご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（関連ページ：P18～22）」と併せてご利用ください。

★求職活動実績とは

雇用保険の基本手当を受給するには、仕事探しを積極的に行っていることが必要となりますが、そのことを客観的に確認できる活動の実績を「求職活動実績」といいます。

★必要な活動回数について

初回認定日の方→資格決定日(雇用保険を申請した日)～初回認定日前日までに1回以上

給付制限(3ヶ月)後の最初の認定日の方→給付制限の初日～次回認定日前日までに3回以上

給付制限(1～2ヶ月)後の最初の認定日の方→給付制限の初日～次回認定日前日までに2回以上

その他の認定日の方→前回認定日～次回認定日前日までに2回以上

※以上の求職活動実績が不足している場合、その認定日の対象期間について、雇用保険の基本手当が受給できなくなります。

★求職活動実績早見表（本表はあくまで求職活動実績にかかわる代表例を挙げたものとなります。）

利用する媒体・活動方法など	活動実績になる求職活動の代表例	活動実績にならない求職活動の代表例
ハローワーク	・窓口や電話での職業相談、紹介 ・就職支援のためのセミナー受講	・求人検索機の利用のみ ・職業相談以外の相談(雇用保険など)
国からの許可・届け出のある紹介会社 ※	・対面や電話、オンライン等での職業相談、紹介 ・就職支援のためのセミナー受講	・求人情報の閲覧や登録手続きのみ ・就職支援以外を目的としたセミナー受講 (例：生活設計、子育て等)
国からの許可・届け出のある派遣会社 ※	・対面や電話、オンライン等での職業相談 ・求人へのエントリー ・就職支援のためのセミナー受講	
公的機関等(地方自治体、独立行政法人等)	・対面や電話、オンライン等での職業相談、紹介 ・就職支援のためのセミナー受講	
その他	・求人への応募(電話、郵送、面接、インターネット等問わず) ・個別相談ができる企業説明会等への参加 ・再就職に関連する国家試験、検定等の受験	・求人応募後の二次選考 ・個別相談ができない企業説明会への参加 ・インターネット、新聞広告、情報誌等での求人情報の閲覧のみ ・知人への紹介依頼のみ

※国からの許可・届け出の有無については、「人材サービス総合サイト(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp>)
または紹介会社等のHP などから許可番号を確認してください。